

レ 管理及び維持經營の方針が確実であること。

ソ 入学し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示され、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、トからリまで、ワからヨまで、レ及びソに該当するものであること。

ロ 印刷教材は、別表第三の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1) 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

ハ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、計画的に行うこと。

(2) 添削指導は、別表第三の科目の欄に定める各科目のうち印刷教材による授業の時間数に定めのあるものについて一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

ニ 面接授業は、学校が自ら行うこと。

ホ 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ヘ 別表第三に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

チ 少なくとも学生二十人につき一室の割合で、ソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習（専門）を行うための演習室並びにソーシャルワーク実習指導を行つたための実習指導室が面接授業の実施期間においてそれぞれ確保されていること。ただし、それぞれ確保されていること。

ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習（専門）及びソーシャルワーク実習指導を行つたのに教育上支障がない場合は、演習室と実習指導室とは兼用とすることができる。

リ 実習の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ス 事務職員を有すること。

第四条 法第七条第三号に規定する学校（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

イ 入学の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。

(1) 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者又は施行規則第一条の三第三項各号に掲げる者

(2) 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者（夜間に於いて授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第一条の三第六項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの

(3) 高等専門学校を卒業した者又は施行規則第一条の三第九項各号に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの

(4) 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した者

ハ 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

ニ 別表第一に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

ホ 别表第一に定める専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

チ 介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

ス 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、その担当する教育に関し教授する資格を有する者

ハ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関する三年以上の経験を有する者

人はソーシャルワークの基盤と専門職（専門、ソーシャルワークの理論と方法（専門）又はソーシャルワーク演習（専門）を、一人はソーシャルワーク実習指導又はソーシャルワーク実習を教授できる者であることを。

ト 前号第一号トからソまでに該当するものであること。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ及びロに該当するものであること。

ロ 前号第一号トからリまで、ワからヨまで、レ及びソ並びに同条第二号ロからヌまでに該当するものであること。

ス 事務職員を有すること。

第五条 法第四十条第二項第一号に規定する学校（別表第四において「第一号学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準

（介護福祉士の養成に係る学校の指定基準）

一 入学の資格は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であることとするとする。

二 修業年限は、二年以上（夜間課程にあっては、三年以上）であること。

三 教育の内容は、別表第四に定めるもの以上であること。

四 別表第四に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

五 別表第一に定める専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

ヘ 別表第一に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

チ 別表第一に定める専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

ホ 别表第一に定める専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

ス 別表第一に定める専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。

ハ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の教員として、その担当する教育に関する三年以上の経験を有する者

六 第四号の専任教員のうち一人は、別表第四の領域の欄の全ての区分における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者（以下この条において「専任教員課程修了者等」という。）であつて、かつ、法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の専任教員として三年以上の経験を有する者を置くこと。

七 別表第四の人間と社会の領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、第五号イに該当する者であつて専任教員課程修了者等であるもの、又は同号ロ若しくはハに該当する者を置くこと。

八 別表第四の介護の領域に区分される教育内容を教授する専任教員は、専任教員課程修了者等であるとともに、そのうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

九 別表第四のこころとからだのしくみの領域に区分される教育内容を教授する専任教員のうち一人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者とし、介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

十 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて、あらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

十一 学級の定員は、五十人以下であること。

5 知的障害者福祉司若しくは老人福祉法第六条及び第七条に規定する社会福祉主事として八年以上相談援助の業務に従事した者又は平成二十一年三月三十一日までの間ににおいて第三条第一号ワに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。
〔介護福祉士の養成に係る教務に関する主任者等の経過措置〕

4 第五条 この省令の施行の際現に指定を受けている法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校における教務に関する主任者については、第五条第六号、第六条第四号及び第七条第四号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十日までの間は、第五条第六号に規定する教務に関する主任者となることができる。

3 第三十九条第一号から第三号までに規定する学校における教員であつて医師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者については、第五条第七号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十日までの間は、第五条第七号に規定する責任を有する者となることができる。

2 この省令の施行の際現に指定を受けている法第三十九条第一号に規定する学校における専任教員であつて医師又は社会福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者については、第五条第七号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十日までの間は、第五条第七号に規定する責任を有する者となることができる。

1 この省令の施行の際現に指定を受けている法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校における教員であつて医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者については、当該学校においてこれらとからだのしきみの領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等を行うための必要な体制の確保が適切に講じられている場合には、第五条第九号、第六条第四号又は第七条第四号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十日までの間は、第五条第九号に規定する責任を有する者となることができる。

6 介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号、第六条第三号、四号又は第七条第四号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十日までの間は、介護福祉士の資格を取得した後三年以上の実務経験を有する者を実習指導者とすることができます。

7 介護実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第五条第十四号、第六条第三号又は第七条第四号の規定にかかわらず、当分の間、平成二十一年三月三十日までの間ににおいて第五条第十四号ロに規定する講習会に担当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を介護実習の実習指導者とすることができる。

(介護福祉士の養成に係る高等学校等における教務に関する主任者等の経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に高等学校等における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任である者若しくは福祉に関する学科を置く高等学校等における学科主任である者又は平成二十一年四月二日から平成二十六年四月一日までの間に高等学校等における主幹教諭、指導教諭若しくは教務主任となつた者若しくは福祉に関する学科を置く高等学校等における学科主任となつた者については、第八条第三号の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十日までの間は、教務に関する主任者となることができる。

2 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百四十七号)の規定により授与された福祉の教科についての高等学校的教員の免許状を有する者又は同法に規定する当該教科についての高等学校教諭の普通免許状に係る所要資格を得ている者(次項において「免許状所持者等」という。)であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したもの又は、第八条第四号の規定の適用については、当分の間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。

3 免許状所持者等であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了したものは、第八条第五号の規定の適用については、当分の間、介護福祉士の資格を有するものとみなす。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改
正に伴う経過措置)

第七条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第六十二号。以下この条において「改正令」という。)附則第四条の規定に基づき読み替えて適用する改正令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)第六条第二項に規定する主務省令で定める基準(改正令の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士の養成に係る学校において社会福祉士又は介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る基準をいう。)は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第七条第二号に規定する学校 旧指定規則第五条に定める基準

二 法第七条第三号に規定する学校 旧指定規則第六条に定める基準

三 法第三十九条第一号に規定する学校 旧指定規則第七条第一項に定める基準

四 法第三十九条第一号に規定する学校 旧指定規則第七条第二項に定める基準

五 法第三十九条第三号に規定する学校 旧指定規則第七条第三項に定める基準

附 則 (平成二十三年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第三号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年八月一日文部科学省・厚生労働省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年一〇月二一日文部科学省・厚生労働省令第五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（介護福祉士の養成に係る高等学校等の指定に関する経過措置）

2 第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条に定める基準による社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号)第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護

うことができる。

附 則 (平成二六年六月二五日文部科学省・厚生労働省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第四号)

(施行期日)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新規則」という。）第八条又は附則第二条に定める基準による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。）第四十条第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）第四条の規定による改正後の法附則第二条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

法第四十条第二項第二号の指定を受けた学校の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十一条第三号に掲げる者に係る場合に限る。）における新規則第十条の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。

附 則 (平成二八年三月三一日文部科学省・厚生労働省令第五号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二二日文部科学省・厚生労働省令第五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第六（第八条関係）	学生の総定員	教員数	備考	高等学校等の専攻科（修業年限が二年以上のものに限る。）										合計	
				人間と社会に関する選択科目					公民、家庭、理学、数学						
				社会福祉基礎	介護福祉基礎	コミュニケーション技術	生活支援技術（医療的ケアを含む。）	介護過程	介護実習	介護総合演習	このことからだ	理解する選択科目	人間と社会に関		
八十人まで	八十人まで	三十	一各科目の単位数は、一単位時間で五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。	四	八	十	五	四	三	四	一三	四	五	五三	
八十一人から二百人まで	八十一人から二百人まで	三十（学生の総定員－八〇）／四十	二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。	五	九	十一	六	五	四	五	一四	五	五	五四	
二百一人以上	二百一人以上	六十（学生の総定員－一〇）／五十	三 前号の演習を修了した者に対しては、可能なら実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。	六	一〇	十二	七	六	五	六	一五	六	六	六四	